生活 住宅 工作

せいかつ・じゅうたく・しごと 生活・住宅・仕事

垃圾

为了促进垃圾的减量和再利用，请大家协助做好垃圾的分类和收集。收集方法可能有变更，请参阅《越谷市垃圾收集日历》。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

【ごみ】

ごみの減量とリサイクルを推進するため、分別収集にご協力をお願いします。収集方法は変更される場合があります。「越谷市ごみ収集カレンダー」もご覧ください。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

家庭垃圾的分类和扔法

详细内容请参阅《（保存版）家庭垃圾的分类和扔法》。

可燃垃圾：放进透明或半透明的袋里。
不可燃垃圾：放进黄色筐内。
废纸类：用绳子捆扎。
塑料瓶：直接放进黄色筐内并盖上网罩。
罐：直接放进黄色筐内。
瓶：直接放进蓝色筐内。
旧衣服：放进透明或半透明的袋里。
白色食品托盘：直接放进黄色筐内并盖上网罩。
危险垃圾：放进红色筐内。
大件垃圾：打电话请人上门收集，
或者自己直接搬运到再利用广场。
（预约专用电话：☎048-976-5300）
剪枝：可以搬运到东埼玉环境组合（☎048-966-0124）

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

●家庭ごみの分け方・出し方

詳しくは「【保存版】家庭ごみの分け方・出し方」をご参照ください。

- 燃えるごみ：透明または半透明の袋に入れてください
- 燃えないごみ：黄色のかごに入れてください
- 古紙類：ひもでしばってください
- ペットボトル：黄色のかごに直接入れてネットをかけてください
- 缶：黄色のかごに直接入れてください
- びん：青色のかごに直接入れてください
- 古着類：透明または半透明の袋に入れてください
- 白色トレイ：黄色のかごに直接入れてネットをかけてください
- 危険ごみ：赤色のかごに入れてください
- 粗大ごみ：電話で収集を依頼するか、自分で直接持ち込んでください（予約専用電話☎976-5300）
- せん定枝：東埼玉環境資源組合へ持ち込みができます（☎966-0124）

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

请遵守扔垃圾的规则

（1）将垃圾扔到指定的垃圾收集处。
（2）不要在夜间扔垃圾。
（3）在当天早上 8 点前扔垃圾。
（4）在垃圾收集日扔垃圾。
（5）在使用网罩的收集处，必须将垃圾放进网内。
（6）将塑料瓶压扁后再扔。
（7）将筐倒扣保管。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

●ごみはルールを守って出しましょう

① 決められたごみ集積所に出しましょう。
② 夜間のごみ出しはやめましょう。
③ 当日の朝８時までに出しましょう。
④ 収集日を守って出しましょう
⑤ ネットを使用しているごみ集積所では、ごみは必ずネットの中に入れましょう。
⑥ ペットボトルはつぶして出しましょう。
⑦ カゴは下向きに伏せて保管しましょう。

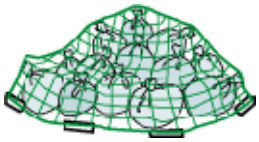

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

猫狗等动物尸体的处理

如果发现道路或空地等处有猫狗等的动物尸体，请打以下电话联系，有专人处理。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

●犬や猫等動物の死体の処理

道路・空き地などに犬や猫等の動物死体がありましたらご連絡ください。引き取ります。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

不收集不处理的垃圾

本市不收集及不处理的垃圾不能扔到垃圾收集处。如有不明之处，请向再利用广场问询。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

【市では収集・処理を行わないごみ】

市では収集・処理を行わないものは、ごみ集積所に出すことはできません。ご不明な点は、リサイクルプラザへお問い合わせください。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

电视 空调 冰箱 洗衣机 衣服干燥机

这些是家电再利用法规定的对象，请销售店或有许可的公司给予处理。

问讯处：再利用广场
☎048-976-5375

●テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

家電リサイクル法の対象品目なので、販売店または許可業者に処分を依頼してください。

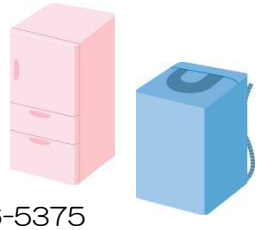

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

个人电脑

根据资源有效利用促进法，厂家有义务回收，请向各厂家问询。如果不知道厂家，请向个人电脑 3R 推进协会问询（☎03-5282-7685）。笔记本电脑可作为不可燃垃圾处理。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375

●パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収が義務づけられています。各メーカーにお問い合わせください。メーカーがわからない場合は、パソコン３Ｒ推進協会にお問い合わせください（☎03-5282-7685）。ただし、ノートパソコンは、燃えないごみとして出すことができます。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

小型充电电池

请放进销售店的回收箱里。

对象：镍镉电池、镍氢电池、锂离子电池、小型密封铅酸蓄电池

问讯处：再利用广場　☎048-976-5375

●小型充電式電池

販売店の回収ボックスへ入れてください。

- **対象**：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛電池

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

处理困难的垃圾

请销售店或专门公司给予处理。

对象：灭火器、水泥、煤气罐、榻榻米、涂料、土、砂石、蓄电池、轮胎、汽车配件、煤油、汽油、农药、烈性药等

问讯处：再利用广場　☎048-976-5375

●処理困難物

販売店、専門業者などに処分を依頼してください。

- **対象**：消火器、コンクリート、プロパンガスボンベ、タタミ、塗料、土・砂利、バッテリー、タイヤ、車の部品、灯油・ガソリン、農薬・劇薬など

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375

公营住宅

【公営住宅】

市营住宅

越谷市有市营住宅，在《越谷广报通知版》和市主页上登载入住者征募的通知。有关征募日期和入住条件等详细内容，请向埼玉县住宅供给公社问询。

- 弥十郎住宅：弥十郎 753-1（12 栋 48 户）
- 弥十郎中层住宅：弥十郎 742（2 棟 36 戸）
- 川柳町中层住宅：川柳町 1-282-1（2 栋 36 户）
- 第 2 弥十郎中层住宅：东大沢 3-23-2（1 栋 8 户）
- 七左町中层住宅：七左町 4-372-1（1 栋 54 户）
- 南越谷しののめ住宅：瓦曽根 3-7-11（1 栋 18 户）
- 西大袋中层住宅：大道 306（1 栋 50 户）

问讯处：埼玉县住宅供给公社　☎048-829-2873

●市営住宅

越谷市には市営住宅があります。入居者募集は「広報こしがやお知らせ版」、市ホームページ等でお知らせします。募集時期、入居資格等詳しくは埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。

- 弥十郎住宅：弥十郎753-1（12棟48戸）
- 弥十郎中層住宅：弥十郎742（2棟36戸）
- 川柳町中層住宅：川柳町1-282-1（2棟36戸）
- 第2弥十郎中層住宅：東大沢3-23-2（1棟8戸）
- 七左町中層住宅：七左町4-372-1（1棟54戸）
- 南越谷しののめ住宅：瓦曽根3-7-11（1棟18戸）
- 西大袋中層住宅：大道306（1棟50戸）

【問合せ】埼玉県住宅供給公社　☎048-829-2873

县营住宅

在埼玉县报《彩之国通信》上有登载埼玉县营住宅的入住者征募信息。有关征募时期和入住条件等详细内容，请向住宅咨询广场问询。

问讯处：住宅咨询广场　☎048-658-3017

●県営住宅

埼玉県営住宅の入居者募集情報については、埼玉県広報紙「彩の国だより」に掲載されています。募集時期や入居資格等については、住まい相談プラザへお問い合わせください。

【問合せ】住まい相談プラザ　☎048-658-3017

UR 租赁住宅

有关 UR 租借住宅的入住者征募信息，请向独立行政法人都市再生机构的 UR 新越谷营业中心问询。

问讯处：UR 新越谷营业中心　☎048-990-5338

●UR賃貸住宅

UR賃貸住宅の入居者募集情報は、独立行政法人都市再生機構のUR新越谷営業センターにお問い合わせください。

【問合せ】UR新越谷営業センター　☎990-5338

自来水

【水道】

自来水的各种申请

以下的（1）～（4）项必须在 5 天前申请，（5）和（6）项必须立即申请。

（1）要开始使用自来水时
（2）迁居时
（3）暂时不使用自来水时
（4）用户名义有变更时
（5）因拆毁建筑物而希望拆除水表时
（6）供水设备的物主名义有变更时

问讯处：越谷松伏自来水企业团　☎048-966-3931

●水道の各種届け出

下記の①～④の場合は、5日前までにお届けください。⑤⑥の場合は、すぐにお届けください。

① 水道を使用開始するとき
② 引っ越しするとき
③ 水道を一時的に使わないとき
④ 使用者の名義が変わるとき
⑤ 建物の解体などによりメーターの撤去を希望するとき
⑥ 給水装置の所有者の名義が変わるとき

【問合せ】越谷・松伏水道企業団　☎966-3931

查表 水量通知

查表员每 2 个月查 1 次水表，根据使用的水量计算自来水费和下水道使用费（使用下水道的情况）后，通知缴费。

问讯处：越谷松伏自来水企业团客户课
☎048-966-3931

●検針と水量のお知らせ

２カ月に１回、検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて、水道料金および下水道使用料（下水道をお使いの場合）を計算しお知らせします。

【問合せ】越谷・松伏水道企業団お客さま課　☎966-3931

宠物

【ペット】

狗的登记及狂犬病预防针

狂犬病预防法规定：养狗的主人有义务为狗做一生 1 次的登记以及每年注射 1 次狂犬病预防针。要将登记牌和注射证挂在狗的脖子等处进行管理。狂犬病预防针请在 4 月份集中注射或在动物医院注射（登记手续费：每只 3000 日元；注射证明的交付手续费：每只 550 日元）。

问讯处：越谷市保健所（生活卫生课）
☎048-973-7532

●犬の登録と狂犬病予防注射

生涯1回の犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法において飼い主に義務付けられています。手続きが完了していることを証明する犬鑑札と注射済票は、犬の首輪等に着けて管理してください。狂犬病予防注射は、集合注射（4月）や動物病院で受けてください。（登録手数料1頭：3,000円・注射済票交付手数料1頭：550円）

【問合せ】越谷市保健所（生活衛生課）　☎973-7532

禁止狗的放养

埼玉县动物保护管理的相关条例规定：能控制狗的人必须用绳子或锁链将狗拴住，才可以带狗外出。

问讯处：越谷市保健所（生活卫生课）
☎048-973-7532

●犬の放し飼いは禁止

犬を制御できる者が綱や鎖で確実に保持し移動することが、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例で定められています。

【問合せ】越谷市保健所（生活衛生課）
☎973-7532

禁止狗粪的放置

越谷市的美化城市条例规定：带狗在室外活动时，必须携带处理狗粪的用具，将狗粪装入用具带回家后妥当处理。市通过分发《禁止狗粪的放置》的告示牌进行普及教育。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5371

●ふんの放置は禁止

飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、用具に入れて持ち帰り、適切に処理することが、越谷市まちをきれいにする条例で定められています。「犬のふん放置禁止」の看板を配布し、啓発を行っています。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5371

联系保健所

在以下情况下，请与越谷市保健所联系：

- 饲养的猫狗失踪时
- 看见或保护了脱绳的狗时
- 饲养的狗咬了人时
- 万不得已想放弃饲养的猫狗时

问讯处：越谷市保健所（生活卫生课）
☎048-973-7532

●保健所への連絡

以下の場合は越谷市保健所へ連絡ください。

- 飼い犬・猫が行方不明になったとき
- 放たれている犬を見かけたり保護したとき
- 飼い犬が人を咬んでしまったとき
- やむをえない理由で飼い犬・猫を手放すとき

【問合せ】越谷市保健所（生活衛生課）　☎973-7532

饲养危险动物时必须得到许可

如果要饲养特种动物（对人有可能造成危害的动物）或者用其举办演出活动，必须事先得到许可，请咨询。

问讯处：越谷市保健所（生活卫生课）
☎048-973-7532

●危険な動物を飼うためには許可が必要です

特定動物（人に害を加える恐れがある動物）を飼ったり、これらを用いた興業を行う場合は、事前の許可が必要になりますので、ご相談ください。

【問合せ】越谷市保健所（生活衛生課）　☎973-7532

猫狗等动物尸体的处理

共同火葬后不收骨灰的情况：请与再利用广场联系，有专人上门处理。处理时需要付手续费。

个别火葬后要收骨灰的情况：请与越谷市殡仪馆联系，费用根据主人登记的住址而不同。

问讯处：再利用广场　☎048-976-5375
殡仪馆（动物炉预约专用电话）
☎048-960-6803

●犬や猫等動物の死体の引き取り

- **合同火葬して収骨をしないとき：**リサイクルプラザへご連絡ください。ご自宅まで伺います。処理には手数料が必要となります。
- **個別火葬して収骨するとき：**越谷市斎場へご連絡ください。飼い主の方の住所登録地により使用料が異なります。

【問合せ】リサイクルプラザ　☎976-5375
斎場（動物炉予約専用）　☎960-6803

工作

只有持可就业的在留资格的外国人才能在日本工作。除了永住者、日本人配偶等、永住者配偶等以及定住者以外，根据在留资格的种类，能就业的范围有限制。持有文化活动、短期在留、留学、研修、家属在留、特定活动（根据指定书的内容而不同）等在留资格的人，不能就业。

持有留学和家属在留等的在留资格的外国人，如果要做临时工等的工作，必须事先到所在地区的入国管理局等处申请资格外活动的许可。

引自《埼玉县外国人生活指南》
第 9 章　雇用・劳动条件

【仕事】

「日本で働くことができる外国人は、就労が認められている在留資格の人だけです。在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者を除く）により、それぞれ就労できる範囲に制限があります。文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動（ただし，指定書の内容により異なる。）の在留資格では、就労することはできません。

「留学」「家族滞在」などの在留資格を持って在留する外国人の方がアルバイトなどの就労活動を行う場合には、事前に地方入国管理局などで資格外活動の許可を受けることが必要です。」

『埼玉県外国人の生活ガイド 第９章 雇用・労働条件』より引用

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html

越谷公共职业介绍所

招人和求职的申请、职业介绍、职业咨询、职业训练学校的入学中介、失业补助等

地址：东越谷 1-5-6

问讯处：越谷公共职业介绍所　☎048-969-8609

●ハローワーク越谷（越谷公共職業安定所）

求人・求職の申込み、職業紹介、職業相談、職業訓練校への入学あっせん、失業給付等を行います。

- **所在地：**東越谷1-5-6

【問合せ】ハローワーク越谷（越谷公共職業安定所）
☎969-8609

就职支援咨询

实施就职的综合咨询。

地点：东越谷 1-5-6　产业雇用支援中心 3 层

问讯处：产业支援课（就职支援咨询室）

☎048-967-4680

●就職支援相談

就職に向けたきめ細かな総合的コンサルティングを行います。

- **場所：**東越谷1-5-6　産業雇用支援センター3階

【問合せ】産業支援課（就職支援相談室）　☎967-4680

创业者等的培养支援事业

专家（企业支援协调人）为创业者或经营者提供有关创业和经营的免费咨询以及举办研讨会。另外，还为创业者提供廉价的孵化器设施。

问讯处：产业雇用支援中心二号馆

☎048-967-2424

●創業者等育成支援事業

創業者や既存事業者を対象とした、専門家（企業支援コーディネーター）による創業や経営に関する無料相談およびセミナーの開催をしています。また、創業者を対象とした、低廉な価格によるインキュベーション施設の提供をします。

【問合せ】産業雇用支援センター二番館　☎967-2424